

会議録第56号

第56回（定例）北はりま消防組合議会会議録

令和8年2月25日

開会 午後2時29分

閉会 午後3時12分

1 議事日程

第1 議長の選挙

第2 議席の指定

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 第1号議案 令和7年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）

第6 第2号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例及び北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

第7 第3号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

第8 第4号議案 令和8年度北はりま消防組合一般会計予算

第9 同意第1号 北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件

2 会議に付した事件

議事日程どおり

3 出席議員（8名）

1番 藤原秀樹君

2番 大前裕也君

3番 大畑一千代君

4番 足立吉継君

5番 寺北建樹君

6番 丸岡弘満君

7番 中村龍治君

8番 山本和樹君

4 説明のため出席した理事者（20名）

管理者

西脇市長 片山象三君

副管理者

加西市長	高橋晴彦君
加東市長	岩根正君
多可町長	吉田一四君
西脇市副市長	藤原良規君

消防担当課長

西脇市防災安全課長	山上公平君
加西市防災課長	宮脇巧君
加東市防災課長	下岡正裕君
多可町理事兼生活安全課長	吉井三博君

消防本部

消防長	小西康夫君
消防部長	神田富弘君
警防部長	岩城雅史君
西脇消防署長	北藤慶彦君
加西消防署長	小林克樹君
加東消防署長	池嶋仁介君
総務課長	篠倉由幸君
企画財政課長	片岡和仁君
予防課長	藤本忠孝君
救急課長	村井慎二朗君
情報管理課長	村田秀樹君

5 出席事務局職員（3名）

総務課長	篠倉由幸君
総務課副課長	長濱央治君
総務課係長	山口令君

○副議長（中村龍治君） それでは、始めさせていただきます。

第56回北はりま消防組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

片山管理者から御挨拶があります。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 第56回北はりま消防組合議会定例会を開会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに本定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用にもかかわりませず御出席をいただき、また、日頃から当組合の運営につきまして、格別の御理解と御支援を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、気象庁によると、1月の降水量は東海、近畿、四国、九州北部などで1946年の統計開始以降最少となり、記録的な少雨が続けております。愛知県や福岡県の一部では給水制限が実施されるなど、住民生活に深刻な影響を及ぼしております。このような気象状況では、深刻な水不足を招くと同時に、各地で極めて高い火災リスクを生じさせております。当地域におきましても断続的に乾燥注意報が発表されており、空気が乾燥した状態が続いております。今日は本当に重要な雨という形でございます。気象庁や消防庁からは、林野火災への厳重な注意喚起がなされておりますけれども、火災原因の多くは、田畑のあぜ焼きやたき火といった人為的な「火の不始末」に起因するものであります。住民の皆様には火の取扱いの徹底を重ねて周知するとともに、当組合といたしてもより一層、消防体制の強化と火災警戒に万全を期してまいる所存です。

本日、提案させていただきます案件につきましては、御案内のとおり、補正予算1件、条例改正2件、当初予算1件、人事案件1件でございます。慎重に御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○副議長（中村龍治君） 管理者の御挨拶が終わりました。

午後2時29分 開会

開 会 宣 言

○副議長（中村龍治君） ただいまの議員の出席数は8名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、第56回北はりま消防組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、1番、4番、5番、8番議席の仮議席を指定いたします。仮議席はただいま御着席の議席といたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。総務課長より報告させます。

篠倉総務課長。

○総務課長（篠倉由幸君） 失礼いたします。命によりまして御報告いたします。

地方自治法第121条の規定による説明のため、本定例会に出席を求めた出席者は、お手元の地方自治法の規定による出席者名簿のとおりでございます。

次に、監査委員から定期監査結果報告書及び例月出納検査結果が提出されましたので配付しております。

以上で報告を終わります。

○副議長（中村龍治君） 以上をもちまして、報告は終わります。

日程第1 議長の選挙

○副議長（中村龍治君） これより、日程に入ります。

日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、御異議ございますか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村龍治君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村龍治君） 異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。議長に寺北健樹議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長が指名いたしました寺北健樹議員を議長の当選任とされることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村龍治君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました寺北健樹議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました寺北健樹議員が議場におられますので、本席から議長の当選告知をいたします。

寺北健樹議長、御挨拶をお願いいたします。

○議長（寺北健樹君） 失礼します。ただいま皆様の御推挙により、新しく議長に就任しました西脇市議会の寺北です。これからもよろしく申し上げます。

また、微力ではございますが、皆様方の御支援・御協力を得ながら議会の運営に誠心誠意努めてまいりますので、改めて皆さん方の御協力をよろしくお願いいたします。

○副議長（中村龍司君） 議長の挨拶が終わりました。

以上で、議長の代理としての職務が終わりました。議員各位の御協力ありがとうございました。

この後は、寺北議長にお任せいたしまして、ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 2 分 休憩

午後 2 時 3 3 分 開議

○議長（寺北健樹君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。ただいまより議長席をお預かりいたしますので、何とぞ皆様の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第 2 議席の指定

○議長（寺北健樹君） それでは、早速ではございますが、議事に入ります。日程第 2、議席の指定を行います。今回西脇市議会及び多可町議会におきまして、当組合議会議員の変更があり、新たに 4 名が選出されておりますので、会議規則第 3 条第 1 項の規定により本職において指定いたします。1 番、藤原秀樹議員、4 番、足立吉継議員、5 番、私、寺北健樹、8 番、山本和樹議員を指定いたします。

日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（寺北健樹君） 日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 6 3 条の規定により議長から指名いたします。

1 番、藤原秀樹議員、2 番、大前裕也議員の両名を指名いたします。

日程第 4 会期の決定

○議長（寺北健樹君） 次に、日程第 4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日にいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺北健樹君） 異議なしと認めます。したがって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 5 第 1 号議案

令和 7 年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（寺北健樹君） 次に、日程第 5、第 1 号議案 令和 7 年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小西消防長。

○消防長（小西康夫君） 第 1 号議案 令和 7 年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第

1号)につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

提案の主な理由につきましては、令和7年度の各事業費の確定、又は執行見込みによる増減により補正を行うものでございます。

補正予算書の3枚目の1ページを御覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ814万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,706万8,000円に改めようとするものでございます。

それでは、その内容につきまして、第1表、歳入歳出予算補正、第2表、地方債補正により、順次御説明申し上げます。まず、歳入歳出予算の補正でございます。2ページから5ページを御覧ください。歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、第1表のとおりでございます。

次に、地方債の補正でございます。6ページを御覧ください。小型動力ポンプ付水槽車1台、救助工作車Ⅱ型1台、高規格救急自動車2台の更新整備及び加西消防署庁舎照明設備改修工事並びに兵庫衛星通信ネットワーク設備整備に係る事業費の確定によりまして、第2表のとおり、起債の限度額を変更いたします。

なお、歳入歳出予算補正の詳細な内容につきましては、7ページからの補正予算説明書の事項別明細書に記載をいたしております。また、18ページ以降に、給与費明細書補正を添付いたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。

以上、第1号議案 令和7年度北はりま消防組合一般会計補正予算(第1号)についての説明とさせていただきます。御審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(寺北健樹君) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はございますか。

賛成討論はありませんか。

ないようですので、討論を終わります。

これより第1号議案 令和7年度北はりま消防組合一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立をお願いします。

(起立全員)

○議長(寺北健樹君) ありがとうございます。御着席ください。起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 第2号議案

北はりま消防組合職員の給与に関する条例及び北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（寺北健樹君） 次に、日程第6、第2号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例及び北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小西消防長。

○消防長（小西康夫君） 第2号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例及び北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案の最後から3ページ目の23ページの要旨を御覧ください。1の改正の理由としましては、令和7年における人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴いまして、これに準じて、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容でございます。

なお、説明に当たりまして、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員につきましては、「職員」と読み変えて説明をさせていただきます。

今回の給与条例の改正は、昇給の標準号給数の見直し、通勤手当の改正、期末・勤勉手当の支給月数の引上げ及び按分、地域手当の支給割合の引上げ、また、異なる職種の条例を改正する関係から、4つの条立てとしております。

具体的な改正内容としましては、まず、第1条関係の北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

まず、第9条関係の昇給の標準号給数の見直しについてですが、職務の級にかかわらず、一律に4号給と改めるものでございます。

次に、第19条関係の通勤手当の引上げでございますが、通勤距離が片道10キロメートル以上の自動車等使用者に対しまして、通勤手当額を下記の表のとおり、通勤距離区分に応じて引き上げるものでございます。

次に、第27条関係の期末手当の支給月数の引上げでございますが、職員の期末手当の支給月数を年間0.025月引き上げるに当たりまして、令和7年12月期は1.25月を1.275月に改め、また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当につきましては、年間0.025月引き上げるに当たりまして、0.7月を0.725月に改めるものでございます。

次に、第30条関係の勤勉手当の支給月数の引上げでございます。職員の勤勉手当の支給月数を年間0.025月引き上げるに当たりまして、令和7年12月期は1.05月を1.075月に改め、また、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当につきましては、年間0.025月引き上げるに当たりまして、0.5月を0.525月に改めるものでございます。あわせて、別表に定める給料表を改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第4イ公安職俸給表(一)に準じた額に改めるものでございます。

次に、第2条関係の同じく、北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

まず、第17条関係の地域手当の支給割合の引上げについてですが、支給割合を0.02から0.04に引き上げるものでございます。

次に、第19条関係の通勤手当の改正についてでございます。まず、支給額の上限を6万6,400円に、自動車等の距離区分を現行の60キロメートル以上から100キロメートル以上に引き上げ、本条例においては、支給額の上限のみを規定し、具体的な支給額及び通勤距離区分につきましては、規則で定めるものでございます。また、通勤において有料駐車場等を常に利用している場合においては、月額5,000円を上限として、通勤手当に加算することを規定するものでございます。そして、通勤手当を当該月に支給することが困難な場合においては、翌月に支給ができるよう、支給時期を改めるものでございます。

次に、第27条関係の翌年度における期末手当の支給月数の按分についてでございます。職員につきましては、第1条の改正によりまして年間0.025月引き上げた期末手当の支給月数を6月期及び12月期に按分して支給するため、1.275月を1.2625月とし、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、年間0.025月引き上げるに当たりまして、職員同様に按分して支給するため0.725月を0.7125月に改めるものでございます。

次に、第30条関係の翌年度における勤勉手当の支給月数の按分についてでございます。同じく第1条の改正によりまして、期末手当の支給月数の按分同様、職員につきましては1.075月を1.0625月とし、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、0.525月を0.5125月に改めるものでございます。これによりまして、期末手当及び勤勉手当につきましては、6月期及び12月期ともに、同じ月数での支給となるものでございます。

次に、第3条関係の北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。同条例別表に定めます会計年度任用職員の給料表につきましては、一般職の職員の給与に関する法律別表第1イ行政職俸給表(一)に準じたものとしておりますので、同法の改正に準じ、別表の改正を行うものでございます。

最後に、第4条関係の同じく、北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。第14条関係のパートタイム会計年度任用職員の報酬についてですが、第4項に規定する基準月額について、地域手当相当の0.04を乗じて得た額を加算した額に改めるものでございます。また、以上の改正に伴いまして、必要な文言を整理するものでございます。

施行期日につきましては、第1条及び第3条関係は公布の日からとし、令和7年4月1日に遡っての適用といたします。

第2条及び第4条関係は、令和8年4月1日の施行といたします。

以上、第2号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例及び北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましての説明とさせていただきます。御審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（寺北健樹君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありますか。

賛成討論はありませんか。

ないようですので、討論を終わります。

これより、第2号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例及び北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（寺北健樹君） ありがとうございます。御着席ください。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第3号議案

北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（寺北健樹君） 次に、日程第7、第3号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小西消防長。

○消防長（小西康夫君） 第3号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

最後から2ページ目の6ページの要旨を御覧ください。まず、1の改正の理由についてですが、令和6年1月1日に発生をいたしました輪島市大規模火災を受けて開催されました「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」において、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされました。

また、令和7年2月26日に、岩手県大船渡市で発生いたしました林野火災を受けて開催されました「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」においては、林野火災注意報等の的確な発令によりまして、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされました。

さらに、近年のサウナブームを背景に、従来のサウナ設備とは異なりまして、消費熱量が小さい簡易サウナ設備が増加していることから、安全性の検証結果を踏まえまして、その特性に応じた内容になるよう「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」及び「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」の一部が改正され、所要の整備が図られております。

以上のことから、火災予防条例において、これらに係る所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容でございます。

まず、(1)の第7条の2でございますが、第1項において、簡易サウナ設備を定義づけ、第1号では、火災予防上安全な距離を保つことを、第2号においては、温度が異常に上昇した場合に、直ちにその熱源を遮断できる手動及び自動の装置を設けることをそれぞれ規定するものでございます。

なお、第2号において、薪を熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより、熱源を遮断する装置を設けないことができることとするものであります。また、第2項においては、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準につきまして、第3条及び第5条の一部を準用するものであります。

次に、(2)の第7条の3についてですが、簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備として定義をするものでございます。

次に、(3)の第29条でございます。火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にするものであります。また、火災に関する警報の発令中において、山林、原野等での喫煙につきまして、区域を指定せず火の使用制限を課すことから文言の整理を行うとともに、屋内での裸火の使用につきまして、窓、出入口等を閉鎖して行うことの制限についての規定を、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備、器具の従前からの変化等を踏まえまして、その規定を削除するものでございます。

次に、(4)の第29条の7についてですが、第1項第1号に、住宅における火災の予防を推進するための施策として、感震ブレイカーの普及を促進していくことを追加するものでございます。

次に、(5)の第29条の8ですが、まず、第1項に組合管理者は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、市町を指定して林野火災に関する注意報を発することができることとしております。そして、第2項においては、発せられた注意報が解除されるまでの間、地域内にある者は、火の使用の制限に従うよう努めなければならないことを規定するものでございます。

次に、（６）の第４４条ですが、届出が必要な設備として、簡易サウナ設備を追加するとともに、サウナ設備を一般サウナ設備に改めるものでございます。

最後に、（７）ですが、第４５条第１項において、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。ただし、第７条の次に１条を加える改正規定、第７条の２の改正規定、同条を第７条の３とする改正規定、第２９条の７の改正規定、第４４条第６号の次に１号を加える改正規定及び同条第７号の改正規定につきましては、令和８年３月３１日から施行するものでございます。

以上、第３号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきましての説明とさせていただきます。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（寺北健樹君） 提案の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありますか。

賛成討論はありませんか。

ないようですので、討論を終わります。

これより、第３号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（寺北健樹君） ありがとうございます。御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第８ 第４号議案

令和８年度北はりま消防組合一般会計予算

○議長（寺北健樹君） 次に、日程第８、第４号議案 令和８年度北はりま消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小西消防長。

○消防長（小西康夫君） 第４号議案 令和８年度北はりま消防組合一般会計予算につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。令和８年度予算には、グループウェアの更新並びに指令センターの現場映像システム構築等を主な事業として、その必要経費を計上するものであります。

なお、車両配置計画及び更新基準に基づく水槽付消防ポンプ自動車１台の更新につつま

しては、債務負担行為により、令和8年度から2か年での計画としております。

それでは、予算書の3枚目の1ページを御覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ25億3,372万4,000円に定めようとするものでございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページ、3ページにございます「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

1ページに戻りまして、第2条の債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、4ページにございます「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

再び1ページに戻りまして、第3条の一時借入金は、借入の最高額を3,000万円と定めるものでございます。当初予算における前年度との比較につきましては、事項別明細書の総括で説明をさせていただきます。

5ページを御覧ください。歳入でございます。第1款、分担金及び負担金は、1億581万円の増額。第2款、使用料及び手数料は、24万7,000円の増額。第3款、国庫支出金は82万5,000円の増額。第5款、財産収入は、570万円の増額。第8款、繰越金の増減はございません。第9款、諸収入は52万2,000円の増額。組合債は3億9,830万円の減額となっております。

次に、歳出でございます。6ページを御覧ください。第1款、議会費の増減はございません。第2款、総務費は526万円の増額。第3款、消防費は3億210万3,000円の減額。第4款、公債費は1,164万7,000円の増額。第5款、予備費の増減はございません。

令和8年度歳入歳出予算の総額では、歳入歳出それぞれ2億8,519万6,000円の減額となっております。

なお、詳細な内容につきましては、8ページからの予算説明書の事項別明細書に記載をいたしております。また、20ページ以降に給与費明細書、また、最終の26ページに債務負担行為の支出予定額等に関する調書並びに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。

以上、第4号議案 令和8年度北はりま消防組一般会計予算についての説明とさせていただきます。御審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（寺北健樹君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑はこれで終わります。

それでは、これより討論を行います。

反対討論はございませんか。

3番、大畑議員。

○3番（大畑一千代君） 反対の立場で討論をさせていただきます。

職員の皆様の日々の御精励については感謝もし、敬意を表するところでございますが、基本的なこの負担金、負担割合のあり方、これの見直しについて遅々として進まない、一向に進まない。それからまた、10拠点24時間体制、これが本当に適切なのかどうか、合理化を図るべきではないのか、そういうような点からも疑問を抱いております。そういったところで反対するしかないというふうに思っております。私がこのことにつきまして最初に申し上げましたのは、平成31年の2月議会でございます。それからもう7年が経過しておるわけでございますが、一向に進まない。こういったところで反対した際に、加東市の前市長である安田さん、当時は副管理者であったわけですが、その方も加東市としては負担金を見直すべきと発言している。多可町さんも前町長のときには31年度に3拠点となったときであるなら考えてもいいとの発言があったと、このようにも言われております。それから前安田市長は、令和2年2月にも10拠点になったいきさつであったり、職員の定数203、それから208、こうなったことについても話されておりました。負担金のことにつきましてはずっと言い続けておるわけでございますが、一向に変わらない。事務方で協議されたこともありますが、令和3年10月の議会一般質問をした際には、何を尋ねても「管理者会で合意形成が得られなかった」を繰り返されるばかりでございました。見直しの必要についても、合意形成が得られなかった。今後も協議を続けていくのかと尋ねても、合意形成が得られなかった、これを7回繰り返されました。まともに相手にもしていただけなかった。令和6年2月の一般質問で加西署であったり西脇署からの加東市内への出勤件数が他と比較して非常に多い。人員・資機材が不足している証だと、このようにも申し上げました。構成各市町の人口の減少状況、人口予測、社会情勢に応じた人員・資機材の配置、署所配置の適正化、10の拠点、全ての拠点で24時間体制も含め、抜本的な見直しが必要だと申し上げてきましたが、遅々として進んではおりません。令和7年10月、昨年10月ですが、一般質問で負担金の見直しについて協議をしたのかと尋ねました。答弁は、令和6年度、7年度の管理者会・幹事会においては、負担金の見直しを議題として協議・検討された経緯はないとのことでもございました。7年間負担金の見直しを主張してきましたが、一向に進まない。負担金は不公平であり、署所配置、体制のあり方についても合理的とは言えない。見直しも進まない。このような不公平、不合理に基づく予算には反対するしかございません。国勢調査の結果が出れば、また加東市の負担金が増えることになるでしょう。令和6年2月、新年度の組合予算に対する討論で2割8割の負担金のあり方については納得できない。管理者会の協議が全然なされていない。現行の負担金のあり方、編成された予算については賛成するわけにはいかないと申し上げました。これに対し西脇市の議員は、負担金のことは以前から発言されておりますが、それだけの理由で反対するということには、私は賛同いたしませんということでもございました。本当にそれだけのことと思っておられるのか、もしそうであれば極めて遺憾であります。2,000万、3,000万の負担金が多い少ないということが大したことではないと申

されるのであるならば、加東市の負担金も西脇市さんに負担していただきたいなど、このように思うところがございます。それだけの理由と言われるぐらい軽いこと、簡単なことなのであれば、負担割合の見直しを進めていただきたい。管理者にも進言していただきたい。私の言っていることにも賛成をしていただきたい。

以上、このようなことを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（寺北健樹君） ほかに討論はございませんか。

賛成討論はありませんか。

足立議員。

○4番（足立吉継君） 第4号議案 令和8年度北はりま消防組合一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

本予算総額は、約25億1,000万円で、前年度と比べ、約1億円の増額となっています。一方で、その内容を見ると、前年度に実施された消防車両更新や施設整備事業が一段落する中で、人件費や情報通信関連経費など、消防力の維持と向上に直結する分野に重点を置いた予算となっております。特に人件費については、過酷な現場環境の中で住民の生命と財産を守る消防職員の処遇改善につながるものであり、安定した人員確保と指揮の維持の観点からも必要な措置であると考えます。また、現場映像通信システム等の整備は、災害現場の状況把握を的確に行い、迅速な判断や指揮・命令につながるものであり、広域消防体制の強化に資する重要な取組です。

分担金については、均等割と人口割の算定方式に基づき整理されており、各構成市町が一定のルールの下で負担を分かち合う仕組みとなっております。厳しい財政状況の中ではありますが、広域消防体制を維持し、地域全体の安全・安心を確保するためには必要な負担であると受け止めています。人口減少や災害の多様化が進む中においても、救急消防体制を後退させることはできません。本予算は、限られた財産の中で事業の選択と集中が図られた妥当な内容であると評価し、賛成するものです。

○議長（寺北健樹君） 反対討論はございますか。

賛成討論はございますか。

藤原議員。

○1番（藤原秀樹君） 私は、第4号議案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

3市1町でこの北はりまの地を皆さんの安全・安心を守るためにお互いに協力し合っていてやっているわけでありまして、何をもって得を、何をもって損をとという話をしかけたら、これはもう止めどなくなりまして、全部が全部で、これに関したら救急で全国でしたら到着が10分、うちでしたら9分になります。この範囲で届くような形で配置してやっていますので、全国より早く救急車が行ったりとか、安全・安心を守るためにやっております。お互いが協力し合っていてやっていますので、この負担割合はいろいろあると思いますが、皆さんでこの地域を守っていくための予算ということで、賛成させていただきます。

○議長（寺北健樹君） ほか、討論はございますか。ないですか。

では、討論を終わります。

これより第4号議案 令和8年度北はりま消防組合一般会計予算を採決したいと思います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（寺北健樹君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 同意第1号

北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件

○議長（寺北健樹君） 次に、日程第9、同意第1号 北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、4番、足立吉継議員の退席を求めます。

（4番 足立吉継議員 退場）

○議長（寺北健樹君） 提出者の説明を求めます。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 同意第1号 北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任につきまして、御説明申し上げます。足立吉継議員には、令和7年8月1日から北はりま消防組合監査委員として、その任に当たっていただいております。去る11月9日に多可町議会選挙があり、同月27日に北はりま消防組合議会議員に選出されておられますので、引き続き足立吉継議員を北はりま消防組合監査委員に再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。人事の案件でございます。何とぞ満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（寺北健樹君） 提出者の説明は終わりました。人事案件ですので、質疑・討論を省略したいと思います。御異議ございますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺北健樹君） 異議なしと認め、質疑・討論を省略いたします。

これより、同意第1号 北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件を採決いたします。本案について、同意することに賛成の議員は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（寺北健樹君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

本件の採決が終わりましたので、4番、足立吉継議員の入場を許可いたします。

（4番 足立吉継議員 入場）

○議長（寺北健樹君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は議了いたしました。

これをもって、第56回北はりま消防組合議会定例会を閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺北健樹君) 御異議なしと認め、第56回北はりま消防組合議会定例会を閉会といたします。

午後3時12分 閉会

挨拶

○議長(寺北健樹君) 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

今期定例会に付議された案件について、議員各位の慎重な御審議により、滞りなく議了できましたことを厚くお礼申し上げますとともに、ただいま閉会を宣告できましたことは、新議長として誠に喜びに堪えません。管理者以下、執行者におかれましては、一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、消防行政の積極的推進と地域住民の安全・安心に御尽力賜らんことをお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

次に、片山管理者から御挨拶があります。

片山管理者。

○管理者(片山象三君) 第56回北はりま消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼申し上げます。

本日、お諮りしました案件につきまして慎重に御審議をいただき、いずれも原案どおりに御決定を賜りました。心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

開会の挨拶でも申し上げましたとおり、北はりま消防は、今後も皆様の負託に応え、地域の皆様に安全・安心が提供できるよう、消防体制の充実強化に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、御健勝にて御活躍いただきますことを祈念申し上げ、今後とも北はりま消防の運営に一層の御協力を賜りますようお願いいたします。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(寺北健樹君) 管理者の御挨拶が終わりました。

これをもって、散会いたします。本日は御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長

寺 北 健 樹

北はりま消防組合議会副議長

中 村 龍 治

会 議 録 署 名 議 員

藤 原 秀 樹

会 議 録 署 名 議 員

大 前 裕 也